

# 平成28年度 庵浦小学校いじめ防止対策委員会

(名称)

第1条 本会を「庵浦小いじめ防止対策委員会」と称する。

(目的)

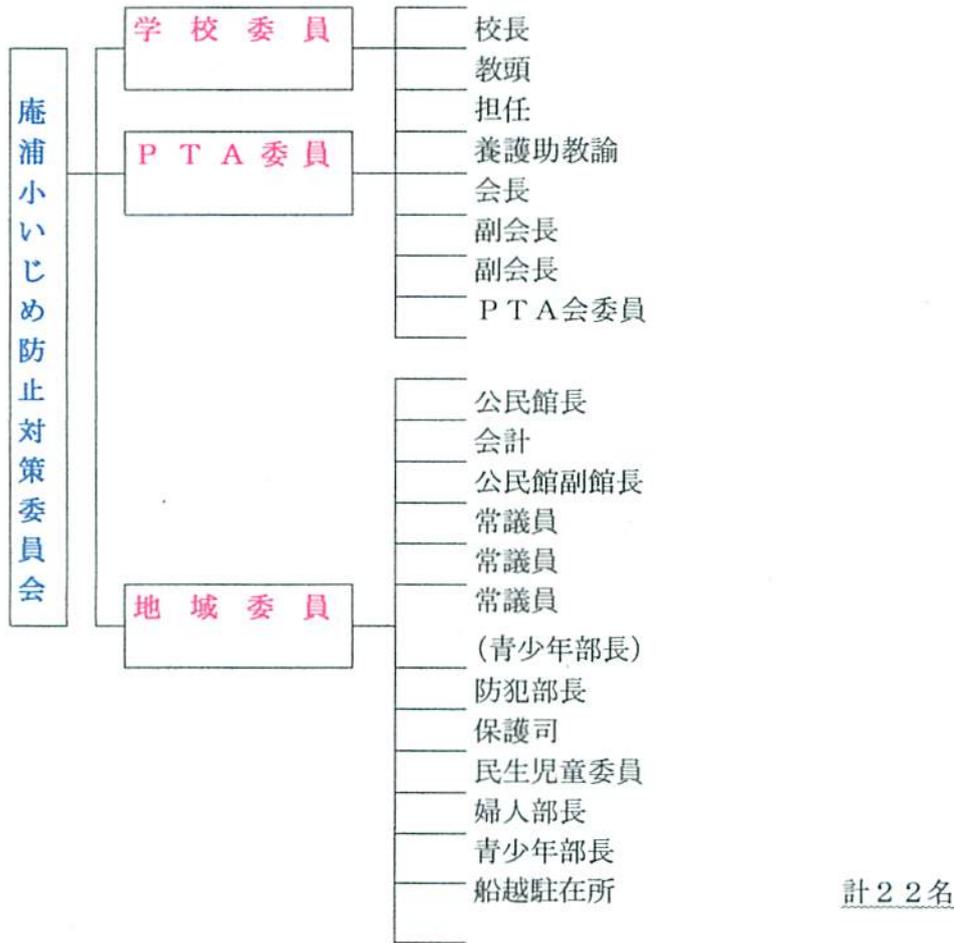
第2条 本会は、下記の事柄について関係者から広く意見を求め、地域ぐるみで「学校教育活動全般」「児童安全確保」「いじめ・非行等生活指導」に関する協力体制を確立し、諸問題の未然防止を図ると共に、児童の健全育成をめざすことを目的とする。

- (1) 児童の学校内外での生活の実態について情報交換を行う。
- (2) 問題が発生した場合の緊急対策等を図る。

(組織)

第3条 本会は、学校と保護者、地域の代表者をもって次の委員で組織する。

- (1) 学 校…校長、教頭、各担任3、養護助教諭（6名）
- (2) 保護者…PTA会長、副会長2、放課後子ども教室コーディネーター（4名）
- (3) 地 域…公民館長、副館長、会計、常議員、学校評議員、防犯部長、青少年部長、主任児童委員、民生児童委員、婦人部長、駐在所（12名）



(運営・役員・事務局)

第4条 本会は、原則として年2回（6月、1月予定）開催する。

役員（委員長1・副委員長1）は、委員の中から選出する。（学校委員を除く）

事務局を庵浦小学校におく。 ※ 任期は1年とする。

通常の会議は、職員連絡会生活指導タイム(20分)とPTA委員会を活用して行うこととする。

- \*職員連絡会生活指導タイム→庵浦小職員だけで実施
- \*PTA委員会 →庵浦小職員とPTAで実施  
(PTA委員会は4月・9月・12月に開催する。)